平成２４年（フ）第２６８号
神奈川県三浦市三崎町小網代1275番地１　ヴィラ三崎201
債務者　林　　信子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２７２号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｅ―201号
債務者　高平多恵子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２７９号
神奈川県横須賀市津久井１丁目21番29―102号
債務者　三浦　千春（旧姓西脇）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２８０号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番30―101号
債務者　吉岡　盛雄
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２８８号
神奈川県横須賀市佐原５丁目４番５―505号
債務者　齋藤　明美（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１８０号
青森県八戸市吹上５丁目４番97号　メゾン・フローラルＢ棟103号室、前住所青森県八戸市大字中居林字平９番地５　川守田方
債務者　庭　真由美
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４１１号
和歌山県岩出市南大池73番地の34
債務者　西山　精二
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４１２号
和歌山県岩出市南大池73番地の34
債務者　西山　増江
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４３３号
和歌山県紀の川市南志野248番地７
債務者　飯島　徳子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４５３号
和歌山県岩出市東坂本26番地の４
債務者　竹川　三重（旧姓宮井）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４２３号
北海道旭川市宮下通24丁目104番地の１　第一宮下ハイツ２Ｆ１
債務者　高倉　　基
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４０号
北海道富良野市住吉町２番61号
債務者　開米　明美
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５３号
北海道上川郡東神楽町北１条西２丁目４番４号
債務者　牧　　幹男
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５４号
北海道上川郡東神楽町北１条西２丁目４番４号
債務者　牧　　智美
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７２号
北海道旭川市秋月２条２丁目９番６号　ハウスハマモト１―２号室
債務者　樋郡　良和
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８１３号
東京都東久留米市南沢５丁目18番36号特別養護老人ホームシャローム東久留米
債務者　山井八重子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６０５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目２番51号
債務者　潮江亜紀子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部